

当座貸越根保証

制度の特徴

必要資金を反復継続的かつ安定的に調達可能な制度です。

対 象 者	次のすべての要件を満たす中小企業者 1. 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている 2. 申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上ある 3. 次のいずれかに該当する者 ①保証申込直前期の決算におけるCRDスコアリングが第5区分以上 ②協会と金融機関の合意に基づく金融機関の信用スコアリングが前記①のCRD基準と同等以上 ③個人の場合、確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産を所有している
保 証 限 度 額	100万円以上2億8,000万円まで
保 証 期 間	1年または2年
据 置 期 間	—
金 利	金融機関所定
保 証 料	0.39~1.62%
担 保	原則、5,000万円以内は無担保、 5,000万円超は有担保
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)